

新規市場輸出拡大事業業務処理要領

1 目的

国内の牛肉消費が長期にわたり低迷しているため、イスラム圏における新規市場への宮崎牛輸出を促進することで、本県肉用牛農家の経営安定を図る。

2 業務の名称

新規市場輸出拡大事業

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託内容

(1) 宮崎牛レセプションの実施

- ・開催時期 令和8年1月中旬～2月上旬のうち1日間
- ・開催場所 アラブ首長国連邦（ドバイを想定）
- ・規模 100名程度（本県からの参加者を含む）
- ・内容
 - (1) 現地の牛肉関係者（バイヤーや飲食店関係者等）及び日本・アラブ首長国連邦行政機関等を招いた宮崎牛レセプションを実施すること。
 - (2) 宮崎牛を活用した試食料理を提供すること。
 - (3) 参加者へ宮崎牛の特長や魅力を PR するセミナーを実施すること。
 - (4) 宮崎牛の調理方法や部位の説明、カットニングに関するセミナーを実施すること。
 - (5) 宮崎牛の PR コーナーを設置すること。
 - (6) 意見交換及び商談の場を設定すること
 - (7) 。
 - (8) メディアや SNS 等を活用し、情報発信すること。
 - (9) 参加者へアンケートを実施すること。

(2) 報告書作成

受注者は、業務終了後速やかに、実施結果について成果品として発注者に「業務完了報告書」を提出すること。報告書には、以下の内容を必ず含むこと。

- ①レセプション実績（準備、参加者、レセプション内容、提供料理、会場レイアウト、写真等）
- ②メディアや SNS を活用した情報発信
- ③アンケート結果

5 委託料

発注者が支払う委託料には、委託業務の遂行にかかる一切の経費（人件費、旅費、通信運搬費、資材作成費、広報費、通訳費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）が含まれるものとする。

※県職員の旅費は除く。

※本事業で活用する PR 資材の一部は、県等から提供する。

6 その他

（１）県との連携・協力を十分図ること。

（２）委託業務の履行に当たって、契約書と本仕様書に疑義が生じたとき又は定めがない事項については、都度、県と協議を行うこと。